



# 『活きていることわざ』

船橋市議会議員

神田 廣栄 (かんだひろえい) 議会報告

【事務所】船橋市前原西8-24-8 ☎490-3333 FAX 465-7117

Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

ホームページ http://www.hiroei.jp

## 金で面(つら)張る。人面獣心(じんめんじゅうしん)

【金で面張る】◇金銭の力で相手を押さえつけたり、手なづけたりすること。

【人面獣心】◇恩義や恥を知らない人のこと。

・顔は人間でも心はけだもの、の意。「人面」は「にんめん」とも読む。

秋の深まりとともに9月議会が9月27日に閉会しました。西海神小学校敷地の一部で借地部分の土地を購入、アンデルセン公園の隣接地の購入の補正予算等が承認されました。また、市の花が制定されました。「ヒマワリ」と「カザグルマ」です。詳しくは25日に発行する「議会だより」をご覧ください。

今号は私が会派を代表して質問した議案の一部について掲載しますが、より分かりやすく説明したため、内容が多くなりA4サイズとなりました。

### 【議案第8号】都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、市街化調整区域の開発が進んで、周辺の土地利用と不調和な建築物が建築されたり、敷地からの排水により河川が溢(お)れたり、同区域でも特に農業振興区域の農用地をもっと保全しなければならない、と提案されたものです。

私は、「市街化調整区域の農地を、開発業者が『金で面張る』

かのごとく農地を買って分譲住宅を建築しているものではない。農家は後継者がいないとか、相続でやむを得ず、先祖代々の土地を泣く泣く手放しているものがほとんどである。市は後継者不足も含め、経営困難に陥った農家に対してどんな対応や指導をしてきたのか」と伺いました。



#### — 農業委員会事務局の答弁 —

毎年8月1日現在の「所有地及び耕作地に関する申告書」の調査時に、農家の経営拡大・経営縮小の意向調査や、農家から「農地を売りたい、買いたい、貸したい、借りたい」という相談があった場合は、規模拡大の意欲と能力のある農家へ斡旋(あせん)しています。

次に、「市街化調整区域に共同住宅等が建つと、北側の農地に日照等の影響が大きくなるので、専用住宅しか建てられない、とするようだが、具体的な説明を」と質問しました。

#### — 建築部長の答弁 —

本市の農地は間口が狭く奥に長い長方形をしたものが多く、その農地の南側に共同住宅が建つと、横長の10mの壁ができてしまい、冬至には、午前8時に70m、正午には約17m、午後3時には33mの日影が移動します、そのため日照と通風が悪くなってしまいますことからです。

### 【議案第13号】前原幹線官渠(かんきょ)築造工事請負契約の締結について

このタイトルだけ見てもなんだか良く分からないと思います。私が住んでいる地域の 飯山満2丁目530番を起点、駿河台2丁目2643番を終点とする延長1304mの公共下水道の本管工事をするのに、約68億円の工事



請負契約をしたい、というものです。

この工事は、前原川に沿って走っている道路の約6～7mの下を、横穴を掘って進むシールド工法で工事をするものです。ここは道路幅が狭く、他の場所で見られる縦穴を掘って横に進む工事ができなく難工事となります。

私は、この道路は子供達の通学路であり、地域の方の唯一の生活道路であることから、工事を進めるにあたっての安全対策と、地盤が軟弱であるので、その対策を問いました。

安全第一

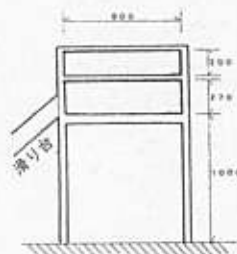


— 下水道部長の答弁 —

地域の方に事前に説明会を開催します。さらに、工事予告などの標識類を掲示、交通誘導員の配置をして安全対策を図ります。軟弱地盤ですが、管渠が築造されると地下5m以上の深いところに布設される為に、地表の荷重も分散され安定した状態となり、地盤の移動や崩壊は発生しないと考えてます。

【議案第14号】損害賠償の額の決定及び和解について

この議案は、市内のある子供の広場で、平成16年12月25日のクリスマスの午後6時頃にある男性が、スベリ台に昇り、その上にあったゴミを拾って、反対側の階段を降りようとした際に、階段を支えている横木丸太が腐食していて踏み板が傾斜したため、地面に落下し負傷したので、休業保障を含めて、総額791万円の損害賠償するものです。



私は質問に備えてその子供の広場を確認に行ってきました。その事事故があったというスベリ台は、左図のように、高さ1m奥行き90cmの小さいものでした。手を伸ばすと、わざわざスベリ台の上に昇らなくてもゴミに手が届きそうな感じでした。

私は登壇し質問に入る前に、議会とは行政や税金の用途に対するチェック機関であることに誇りと責任を持つものであり、時には冷酷になる場合がある。とお断りました。つまり、事故が事実であったならご本人に誠に申し訳ないことですが、客観的に現場を見ると、本当にここでそのような事故が発生したのか、という疑問が起こったからです。

そこで、①被害者の身長はどれくらいか。②既に、608万円を支払っているが、その内容と理由、どの会計からか、議会の議決は不要だったのか。③損害賠償には、何時誰が来たのか。④その際に診断書の提示はあったのか。⑤事故の発見者・証人はいたのか。⑥い⑥いなかった場合、市として現場と周辺の検証はしたのか。

と質問しました。

しっかりした現場検証を



— 都市整備部の答弁 —

- ①身長は、165～6cmくらいです。(私より少し低いようですが、現場で実際に確認した私と比較するために聞きました)
- ②被害者から、休業損害、治療費、通院交通費等の事前支払い要求があり、断ったが納得を得られず、やむを得ず概算払いをしました。概算払いについては、地方自治法第162条第6号及び船橋市財務規則第67条第1号で認められています。議会の議決は不要とは少しも考えておりませんが、やむを得ず行ったものです。
- ③被害者以外と交渉したことはありません。
- ④被害者の自宅に出向き同意を得て頂戴したものです。
- ⑤証人はいません。
- ⑥本人の説明と事故現場の状況が一致し、正当な要求ができる被害者であると判断いたしました。

疑ることに非常に辛いものがありました。私は金額が高額であり、議会が本人から事情聴取したり、詳しく現場検証して、それから判断してもいいのではないかと、という思いで「人面獣心」と批判されることを覚悟で、この議案に、たった一人賛成しませんでした。